

「取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備
 について」に寄せられたパブリック・コメント概要及び当取引所の考え方

当取引所では、「取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備」について、規則改正要綱を本年10月25日に公表し、11月4日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、証券会社4社からコメントが寄せられました。

また、日本証券業協会においても「『会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について』理事会決議（自主規制会議決議）（案）」を同じく10月25日に公表し、11月4日までの間、証券会社からの意見の募集を行い、その結果、17社からのコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所及び日本証券業協会の考え方は以下のとおりです（注）。

なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらについては、当取引所及び日本証券業協会における今後の業務の参考とさせていただきます。

（注）本件に関して寄せられましたコメントの内容は、当取引所規則及び日本証券業協会理事会決議（自主規制会議決議）に共通するものが多いことから、コメントに対する考え方についても当取引所及び日本証券業協会共通のものとして公表させていただきます。

項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
規則の位置付け	本規則案は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第3号(作 為的相場形成の受託)を受けた同府令第10条の10号及び「証券会社向 け総合的な監督指針」 3 3-3を補完するものという整理で良い か。	ご意見のとおり、本規則は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令 第10条第10号により証券会社に求められる適切な売買管理体制に関 し、その具体的な内容について証券取引所及び証券業協会の自主規制規 則として定めるものです。
規則の位置付け	本規則案はあくまでも証券会社の売買管理体制に関するミニマムス タンダードであり、本規則案に定められている事項だけを行ってれば 事足りる訳ではないとのことだが、その意味するところは各社の実状に より規定の抽出基準の数値を広げる必要があるということなのか、また は規定されている抽出基準以外の項目(例えば、「売買管理上のチェック ポイント」に規定されている事項等)を行う必要があるということなの	本規則は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第10号に より証券会社に求められる適切な売買管理体制に関し、その具体的な内 容について定めるものですが、ご意見のとおり、これはあくまでミニマ ムスタンダードであり、各社においては、同内閣府令第4条第3号で定 める作為的相場形成の受託防止に徹底を期す観点から、各社の実状に応 じて、抽出基準や分析項目その他売買管理体制全般について様々な工夫

項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
	か、それともその双方を含むものであるのか。	をし、コンプライアンス・レベルの一層の向上に努められることが望ましいと考えます。
規則の対象者	証券取引所における規則は取引参加者を対象としたものであり、当該取引参加者が他の非取引参加者証券会社と母店取次ぎ契約等を締結し、当該非取引参加者証券会社から取次ぎ注文等を受託する場合（及び自己ポジションによる売買含む）は、顧客として取引所規則の対象となるかの理解でよいか。なお、その場合は、顧客である非取引参加者証券会社は取次ぎ母店契約等を締結した証券会社の売買監視基準に従うことになるのか。	母店となる取引参加者（以下、「母店証券会社」という。）においては、非取引参加者証券会社を一顧客として扱い、受託した取引を審査することになります。 なお、協会規則は、証券取引所の取引参加者がどうかに関わらずすべての会員証券会社に適用され、取次元非取引参加者証券会社においては、協会規則に基づき、自身において適切な売買管理を行っていただく必要があります。
規則の対象範囲	本規則案は「顧客による不正な取引を防止するための売買管理体制を整備するにあたり」とあり、「顧客」の売買管理体制の整備が目的であるため、証券会社の自己ポジションによる売買は本規則案の対象としていないという理解でよいか。 また、本規則案が顧客に限定されたものである場合、証券会社の独自の考え方に基づき、自己ポジションによる売買の審査基準を本規則案の審査基準に合わせることは合理的と思料するが、如何か。	ご意見のとおり、証券会社の自己計算による売買に関する売買管理は本規則の対象とはしておりません。証券会社の自己計算による売買に関しては、法令等に違反することのないよう、別途、適切な売買管理体制を整備することが必要となります。 自己計算による売買に係る審査基準については、各社において、自社で行っている自己売買の実態を十分踏まえて適切に決めていただく必要がありますが、その際、ご意見のとおり、本規則を参考にさせていただける部分もあると考えます。
規則の対象有価証券	本規則案の対象有価証券は「有価証券の売買等」と定義されているため、「上場有価証券の売買等」には該当しない「有価証券指数等先物取引」「有価証券オプション取引」「国債証券先物取引」は、本規則案の対象とならないとの理解でよいか。	ご意見のとおり、本規則は、株券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券の売買を対象としており、それ以外の「有価証券指数等先物取引」「有価証券オプション取引」「国債証券先物取引」等は対象としていません。
売買審査の対象	売買審査の抽出基準において立会外売買および市場外での売買は抽出対象から除くことができるとあるが、そもそも本規則案が上場株券等の「取引所立会内取引」についてのものであることを、「1.目的」において明確にしていきたい。	立会外取引及び取引所有価証券市場外での売買については、売買審査の対象となる顧客を抽出する際の対象から除くことができるとしてはいますが、売買審査の対象として抽出された顧客の売買審査を行う際には、立会外取引や取引所有価証券市場外での売買も含めて売買状況の

項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
顧客の売買動機等の的確な把握	「顧客の売買動機等の的確な把握」は、回答拒否、「儲けるため」等の類型的な回答に止まる可能性が高く、回答の真実性が判断できない等の理由から実務上極めて困難であるとともに、形式が不適切である取引については動機の善悪を問わず規制しなければならない以上、動機を把握する必要性は無い。売買動向の把握のみとすべきである。	分析をしていただく必要があります。 不公正取引を未然に防ぐためには、客観的な執行形態のみでなく、顧客の主観的要素を斟酌したうえでの対応が必要となりますので、顧客の投資意向や投資経験等を踏まえながら売買動機の把握に努めていただきますようお願いいたします。（「証券会社向け総合的な監督指針」 3-3-3にも既に定められています。）
顧客の売買動機等の的確な把握	顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握とは、上場株券等に係る売買審査とは別個に行わなければならないという位置付けなのか。そうであれば、具体的にはどのような方法が考えられるか。	売買管理担当部門が行われた売買等について事後的に審査することに加えて、営業部店等のフロントレベルにおいて日常から網羅的に顧客の売買に係る情報を収集し、必要に応じて調査することで「顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握」を行うことによって、有効な売買管理が可能となると考えます。 具体的には、各種法定帳簿や営業部店設置端末による顧客の売買商品、取引手法及び取引形態のチェックや、顧客面談や顧客カードによる顧客の投資意向及び投資経験のチェック等の方法が考えられます。
抽出基準	統一的な抽出基準は重要だと思うが、それ以前に、顧客属性の的確な把握、適正な管理が大変重要だと考える。 「本人確認法」にも関連し、本人確認書類の郵送を適法としていることを承知のうえであるが、対面取引業者は、ほとんどが相対で口座開設を行い、ルール説明や顧客属性の把握に努めている。非対面取引業者も、口座開設時に顧客と面談することが大変重要であり、その結果が不公正な取引の未然防止につながると考える。	ご意見のとおり、対面取引・非対面取引を問わず、本人確認の徹底による仮名口座による取引やなりすまし取引の防止及び口座開設時のチェック・啓発活動は、不公正な取引の未然防止に大きな効果が期待できると考えます。
抽出基準	抽出基準に基づき審査を行う際に使用するケーススタディを作成してもらいたい。	本規則施行後の状況によって検討させていただきます。
抽出基準	投資一任契約及びいわゆる CD 注文を含めた特定同意取引等は抽出基準から除くとなっている。機関投資家顧客から、システムを通して市場	顧客が証券会社のCD発注システムを通して市場に発注する注文に係る売買についても、それが「証券取引法第三十四条第二項第一号の投

項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
	<p>に直に発注が行なわれる手法において、顧客が当社のセールスが使用する CD 発注のシステムを利用して当該取引を行なう場合がある。この場合は、CD 注文同様、抽出からはずしてよいのか。</p>	<p>資一任契約及び証券会社の行為規制等に関する内閣府令第一条第一項各号に掲げる契約に基づいて行う売買」であれば、その顧客を抽出の対象から除くことができます。</p>
抽出基準	<p>作為的相場形成・相場操縦の観点からの「顧客」の取引の抽出にあたっては、アセット・マネジメント会社による当該会社のファンドのための取引の場合、「顧客」は当該ファンドの決済が行われる信託銀行ではなく、当該アセット・マネジメント会社として抽出すべきと考えるが、この理解でよいのか。</p>	<p>ご意見のとおり理解で結構です。</p>
抽出基準の変更(対面取引)	<p>「過重な経済的負担」については、どの程度の負担額を想定しているのか。この負担額については具体的にシステム会社から見積もりを取ったうえで、会社として立証する必要があると思うが、開発調査だけでも金銭的な負担がある。会社内部で経済的負担額を見積もる方法でもよいということか。</p>	<p>諸事情を踏まえたうえで判断すべきものではありませんが、内部的な見積りによってシステム投資等の経済的負担が過重になることが合理的に説明できるのであれば、そのような方法でも結構です。</p> <p>なお、抽出基準の変更は、経済的負担の有無に加えて、証券会社における顧客管理体制を勘案することとされています</p>
抽出基準の変更(対面取引)	<p>経済的負担が大きくてシステム開発をしない場合の代替措置として「顧客管理体制等を勘案し適切と認められる抽出基準に変更」とあるが、具体的にどのような手続きで承認を受けるのか。</p>	<p>顧客管理体制等を勘案し適切と認められる抽出基準に変更する場合において、事前に承認を受けるといった手続きは必要なく、まずは各社において自社の顧客管理体制等の実態に応じて適切にご判断いただくこととなります。その上で、各証券取引所及び証券業協会の検査において、各社の実情・実態に応じて「適切と認められる抽出基準」か否かを確認させていただきます。</p>
抽出基準の変更(対面取引)	<p>自社で適切と判断する場合について、当局の検査などでこれまでも不備があれば指摘されることで、顧客管理体制等を整備してきたが、直近の検査などで不備を指摘されなければ、適切な体制で運営していると判断をしてよいのか。言い換えれば、次回の検査で指摘をされるようなことがあれば、システム開発をしないで適切な運営をしていないことになり、自主規制規則違反ということになるという理解で良いか。</p>	<p>売買管理体制については、市場や取引の実態に応じて適宜見直しを行い、その実効性を確保していくことが必要です。直近の検査において特段体制の不備が指摘されていないならば、その時点においては適切な体制で運営していると理解してよいと考えられますが、適切に体制の見直しを行っていない場合には、次回検査時に自主規制規則違反として指摘される場合もあり得ます。各社においては、この機会に、本規則に照らし</p>

項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
		<p>て自社の売買管理体制が十分であることを再点検していただく必要があると考えます。</p>
抽出基準の変更(対面取引)	<p>売買審査の対象となる顧客の抽出基準の変更事由にある「当該抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合」とは、抽象的過ぎるので、明確で具体的な文言に変更願う。</p>	<p>「過重な経済的負担が発生する場合」としては、当該基準による抽出を行うために新たなシステム対応が必要な場合を想定しています。その具体的程度については、各社の取引規模、業容及び財務状況に応じて総合的に判断されるべきものであるため、このような表現としていることをご理解ください。</p> <p>ただし、検査主体による恣意性排除や各社における予見可能性を確保する観点から、例えば今後検査事例を公表することで、できるだけ具体性を確保できるよう努めてまいりたいと考えています。</p>
抽出基準の変更(対面取引・非対面取引)	<p>「過重な」経済的負担が必要となる場合 「過重な」人的負担 抽出件数が「過大」 との表現があるが、「過重」「過大」の表現は余りに抽象的であり、判断が困難。具体的に数値等をもってお示し願いたい。</p>	<p>これらは、各社の取引規模、業容及び財務状況に応じて総合的に判断されるべきものであるため、具体的な数値等をもって規定することは困難であり、また適切でないと考えます。</p>
抽出基準の変更(非対面取引の定義)	<p>非対面取引について、「顧客からインターネット等を利用して発注された株券等の売買注文が機械的に認識・処理される取引」とあるが、口座開設については個別に対面審査をしたうえで、主に機関投資家等からトレーディングシステムを通じて機械的に受注するような取引についてもここでいう非対面取引、また、インターネット等として例外なく該当するのか明確にしていきたい。</p>	<p>口座開設について対面審査が行われていたとしても、顧客からの注文の受注から執行までがシステムにより機械的に認識・処理されている場合には、「非対面取引」となります。</p> <p>ここでいう「機械的に認識・処理される取引」か否かについては、顧客注文の受注から取引所市場における執行までの間に売買管理担当者による確認及び執行停止等の手段が備わっているかが判断基準になり、そのような手段が備わっていないのであれば、「非対面取引」に該当することになります。</p>
抽出基準の変更(非対面取引)	<p>「取引所・協会が別に定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、取引所・協会が定める抽出基準により抽出される顧客</p>	<p>具体的な方法を踏まえて判断すべきものではありませんが、「取引所・協会が別に定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと」の他</p>

項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
	<p>に対して審査を行った結果と比較して、同等程度の審査結果が得られると認められる場合」とあるが、顧客の取引開始基準あるいは口座開設時の審査体制を強化する・営業担当者が適宜監視する等の方法を通じて「同等程度の審査結果が得られると認められる場合」に該当することもであると解釈すべきである。</p>	<p>にも、各社が定めた売買監視等を併せ行うことによって、同等程度の数の不公正取引のおそれのある取引を抽出できるのであれば、「同等程度の審査結果が得られると認められる」に該当することもあると考えます。</p> <p>ただし、非対面取引については、基本的に事後チェックにより管理を行わざるを得ないことから、取引開始基準又は口座開設時の審査等の顧客管理体制の強化を理由としては抽出基準の変更はできません。</p>
抽出基準の変更(非対面取引)	<p>「『一般的に適切と評価される売買審査体制』とは、取引規模、人員及び業容等を勘案して判断する。」とあるが、各社からデータを集める等により、具体的なシステム投資・人員数等、適切と評価される審査体制の基準が推測できるような方法を検討願いたい。</p>	<p>各社の取引規模、業容及び財務状況に応じて総合的に判断されるべきものですが、検査主体による恣意性排除や各社における予見可能性を確保する観点から、例えば今後検査事例を公表する等の措置を講じることを考えています。</p>
抽出基準の変更(非対面取引)	<p>「取引所・協会が別に定める抽出基準に従って抽出される顧客の数」と、当該抽出基準による顧客の取引件数のそれは、必ずしも比例しないので、「取引所・協会が別に定める抽出基準に従って抽出される顧客の数や顧客による取引の件数」に修正していただきたい。</p>	<p>抽出される顧客の数が「過大」か否かは、一義的には抽出される顧客の数をもとに判断しますが、当該顧客の中に含まれる機関投資家の割合等により、一顧客あたりの取引件数が異なってくることもあると考えます。したがって、「顧客の数」が過大か否かについては、各社において抽出される顧客の属性傾向等も斟酌したうえで判断することとします。</p>
抽出基準の変更(非対面取引)	<p>取引所・協会が定める抽出基準を変更する場合についてであるが、ここで示されている「同等程度の審査結果が得られると“認められる”場合」とは、事前に届出を行い、認可を受けなければならないとの意か。あるいは、個社で判断を行ってかまわないと解してよいのか。さらに、後者の場合、直近に検査を受け、その結果売買管理体制等については是正指導等がない場合、当該管理手法は「要件を満たしたものである」と判断してよいのか。</p>	<p>顧客管理体制等を勘案し適切と認められる抽出基準に変更する場合において、事前に承認を受けるといった手続きは必要なく、まずは各社において自社の顧客管理体制等の実態に応じて適切にご判断いただくこととなります。その上で、各証券取引所及び証券業協会の検査において、各社の実情・実態に応じて「適切と認められる抽出基準」か否かを確認させていただきます。</p> <p>売買管理体制については、市場や取引の実態に応じて適宜見直しを行い、その実効性を確保していくことが必要です。直近の検査において特段体制の不備が指摘されていなければ、その時点においては適切な体制</p>

項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
		<p>で運営していると理解してよいと考えられますが、適切に体制の見直しを行っていない場合には、次回検査時に自主規制規則違反として指摘される場合もあり得ます。各社においては、この機会に、本規則に照らして自社の売買管理体制が十分であるかを再点検していただく必要があると考えます。</p>
<p>売買審査の方法</p>	<p>売買審査の実効性を担保する為、売買審査の対象となる顧客の抽出基準に加え、顧客の注文・執行の価格に対する影響や連続性等の要素で網をかけることにより、売買管理担当者が目視により分析するシステム帳票作成段階で取引を絞ることは、顧客（取引）の「抽出」に加えて機械的な（一次）分析を同時に行っているものとして容認されることを確認願いたい。</p>	<p>ご意見のとおり、一次分析をシステマ的に行うことについては、その基準が適切である限りにおいて問題はありません。</p>
<p>売買審査の方法</p>	<p>売買審査は、取引データを集計した後、取引翌日以降行う事後審査を含むものとの認識でよいのか。</p>	<p>ご意見のとおり認識で結構です。</p>
<p>売買審査（非取引参加者との関係）</p>	<p>非取引参加者証券会社からの委託注文の中で、審査対象となった場合、当該非取引参加者証券会社に審査を行うように指示しなければならないのか。</p> <p>審査を指示した場合は、その審査結果についての報告も求め、社内記録として保存しなければならないのか。</p>	<p>協会規則は、証券取引所の取引参加者かどうかに関わらずすべての会員証券会社に適用され、取次元非取引参加者証券会社においても、協会規則に基づき、自身において適切な売買管理を行っていただく必要があるとともに、審査結果について、社内記録として保存しなければなりません。したがって、母店証券会社に対して、非取引参加者証券会社に売買審査に関わる指示を行うことまでを義務付けてはいません。</p> <p>母店証券会社においては、非取引参加者証券会社を一顧客として扱い、受託した取引を審査することになります。売買形態の分析の結果、不公正な取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該非取引参加者証券会社に対して注意喚起を行う必要があります。また、それ以前の段階であっても、必要に応じて売買実態について情報提供することも望ましいと考えます。</p>

項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
社内記録の作成・保存	<p>「不公正取引に該当しないことが明らかな場合」とは、抽出基準に該当したことをもって、社内記録の保存を求めているのか、または、当該基準に合致し更に社内調査の結果、「疑義が生じ兼ねないと判断したもの」のみを保存すればよいのか、いずれの整理となるのか。</p>	<p>売買審査の結果に関して社内記録の作成及び保存を求める趣旨は、各社における売買審査が適切に行われているかについて事後検証可能性を確保するためです。</p> <p>したがって、売買審査が適切に行われているかが事後的に検証できるよう、売買審査の結果そのものに加えて、事案に応じて、内部監査や当局又は各証券取引所・証券業協会の検査において事後検証が可能な程度に判断理由やその基礎としたデータ等を作成・保存することが望ましいと考えます。</p>
社内記録の作成・保存	<p>売買審査の結果に関して、社内記録として具体的にどのようなものを作成・保存すればよいのか。</p>	<p>売買審査の結果に関して社内記録の作成及び保存を求める趣旨は、各社における売買審査が適切に行われているかについて事後検証可能性を確保するためです。</p> <p>したがって、売買審査が適切に行われているかが事後的に検証できるよう、売買審査の結果そのものに加えて、事案に応じて、内部監査や当局又は各証券取引所・証券業協会の検査において事後検証が可能な程度に判断理由やその基礎としたデータ等を作成・保存することが望ましいと考えます。</p>
社内記録の作成・保存	<p>比較的出来高の少ない銘柄を日計りで買い下がり売り上がりを繰り返した時、取消し訂正が頻繁に起こり、この基準に抵触する可能性が高くなる。この際の社内記録は「日計りの買い下がり売り上がりによる取消し訂正によるもの」とすることで良いのか。</p> <p>市場間のスプレッドを狙った売買の中でも、商いの少ない市場で取消し訂正を行なった場合、この基準に抵触する可能性が高くなる。この際の社内記録は「市場間のスプレッドを狙った買い下がり売り上がりによる取消し訂正によるもの」とすることで良いのか。</p>	<p>売買審査の結果に関して社内記録の作成及び保存を求める趣旨は、各社における売買審査が適切に行われているかについて事後検証可能性を確保するためです。</p> <p>したがって、売買審査が適切に行われているかが事後的に検証できるよう、売買審査の結果そのものに加えて、事案に応じて、内部監査や当局又は各証券取引所・証券業協会の検査において事後検証が可能な程度に判断理由やその基礎としたデータ等の売買審査方法を示す資料等を作成・保存することが望ましいと考えます。</p>
施行時期	<p>本規則施行に伴い相当のシステム開発負担が必要となり、施行時期は</p>	<p>各社におけるシステム対応のための期間を考慮し、本規則の施行日を</p>

項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
	<p>十分考慮してほしい。</p> <p>実施時期が決まっていないが、本件のシステム開発は常識的にこれから依頼しても6ヶ月程度は必要であるので、来年の5月以降としてほしい。</p>	<p>平成18年6月1日とすることとしました。</p>
その他	<p>今般の規則整備については、「不公正取引の防止」に関する改善策の一環と認識している。どのような事象であれ、改善策を策定するに当たっては、問題となる事象の発生原因・背景・問題点を全て徹底的に洗い出し、個別毎に改善策を検討しなければ単なる付け焼刃的な改善策となり根本的な問題解決にはならない。</p> <p>市場の公正な価格を損なう「不公正取引」は、「何人も」行ってはならないものである。従って、「不公正取引の防止」を検討する場合、全ての市場参加者（証券会社、投資家、発行会社等）自主規制機関及び行政機関等の市場監視者及びマーケットについて、個別毎の問題点等を洗い出さなければならない。</p> <p>今般のルール整備においては、上記関係者の内、「業者」のみを対象としているに過ぎず、本件に関して検討すべき多くの問題点が未だ議論されていないものと考えます。</p> <p>市場監視者の監視は、十分に機能しているのか。確信犯的な一部投資家の摘発は、牽制効果を十分に果たしているのか。使途を偽った第三者割当増資等のチェックは十分に行われているのか。錬金術的手法を駆使するモラルなき起業家による市場の攪乱はないのか。</p> <p>私たち業者には証券市場の仲介機能という重い責任が負託されているものと認識しているので、今般の指導には十分に応える所存であるが、記の問題等については、是正すべき喫緊の課題として今後とも継続してご検討いただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>ご意見のとおり、不公正取引を防止し、証券市場の公正性及び投資者の信頼の確保を図るためには、証券会社における売買管理体制の整備はもとより、各証券取引所及び証券業協会が自主規制機関としてその役割を適切に果たしていかななくてはならないと考えております。</p> <p>各証券取引所及び証券業協会においては、証券会社各社と連携を図りながら、自主規制機関としての機能を一層発揮すべく、努めてまいりたいと考えております。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>

(参考) 協会規則に係る事項

項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
規則の対象者(特別会員)	<p>本規則案は「会員」と定義されているため、「特別会員」である登録金融機関は、規則対象外という理解でよいか。</p> <p>また、特別会員を対象としない場合は、特別会員の証券仲介業務に係る口座の開設が為される会員が、本規則案に基づき監督するという整理でよいか。</p> <p>なお、金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第9号に「第二十一条第三号に掲げる行為を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況が「業務の状況につき是正を加えることが必要な場合」として規定されており、登録金融機関による証券仲介業務は、本来は本規則案の対象とすべきと思料される。</p>	<p>今回制定いたします協会規則につきましては、「証券会社における売買管理体制の整備等に関するワーキング・グループ」において、証券会社における顧客の不正取引の防止のための売買管理体制の整備等について検討を行った結果として取りまとめたものであり、特別会員につきましては、本規則の対象とはなっておりません。</p> <p>証券仲介業務を行う特別会員が行う売買管理の考え方につきましては、『「特別会員の証券仲介業務に関するQ&A」<追補第2版>について』(平成17年6月10日付け日証協(自)17第23号/日証協(特会)17第39号)問56で回答させていただいておりますように、証券仲介業務の実態を勘案しながら、適切な売買管理を行っていただく必要があります。</p>
規則の対象者(非取引参加者)	<p>現状、毎日の取引日記帳より当社なりの売買審査を以前より行っており、又当該抽出基準による売買審査は母店証券会社をお願いしており、当社独自の当該審査は困難である。</p>	<p>協会の規則は、証券取引所の参加者かどうかにかかわらず全ての証券会社に適用になります。</p> <p>ただし、母店証券会社との間の契約等で、非取引参加者証券会社に代わり母店証券会社において銘柄抽出を行い、抽出された銘柄について当該非取引参加者証券会社に通知する方法も可能ですが、当該母店証券会社から通知された銘柄について、顧客の抽出及び分析については本規則に基づき非取引参加者証券会社において行う必要があります。</p> <p>なお、非取引参加者証券会社において同一顧客における同一銘柄の注文を複数の母店証券会社に分けて発注している場合については、母店証券会社で抽出されない場合もあるため、当該非参加者証券会社において抽出を行っていただく必要があります。</p>
顧客の売買動機等の的	顧客の取引動機の把握については、既に日本証券業協会の公正慣習規	本協会の公正慣習規則第9号において規定しているのは、「顧客とな

項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
確な把握	則第9号に定められており、売買管理体制としてさらに定める必要性は認められないと考える。	った動機」の顧客カードへの記載であり、今般、本規則で規定する「顧客の売買動機」と全く同一の内容というわけではありませんので、本規則において別に規定する必要があると考えます。
「売買監視基準の作成について」との関係	本規則施行後は、日証協（売管）5号1号（平成6年2月1日）「売買監視基準の作成について」は廃止されると考えて良いか。	本規則はあくまでも会員の売買管理体制に関するミニマムスタンダードであり、各社におきましては、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第3号で定める作為的相場形成の受託防止に徹底を期す観点から、各社の実状に応じて、抽出基準や分析項目その他売買管理体制全般について様々な工夫をし、コンプライアンス・レベルの一層の向上に努められることが望ましいと考えます。その一助として、先に本協会より通知（平成15年9月17日付日証協（店売）15第32号）しております「売買管理上のチェックポイント」（売買監視基準社内モデル）等をご利用いただければと思います。

以 上